

## 第 4 1 号議案

### 中野区立小学校及び中学校教育職員の教職調整額に関する規則

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年（ 2 0 1 7 年） 1 2 月 1 5 日

提出者 中野区教育委員会教育長 田 辺 裕 子

（提案理由）

中野区立小学校及び中学校教育職員の教職調整額について規則を定める必要がある。

## 中野区立小学校及び中学校教育職員の教職調整額に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中野区立小学校及び中学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成29年中野区条例第40号。以下「条例」という。）第3条第2項の規定に基づき、教職調整額の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(教職調整額の支給方法)

第2条 条例第3条第1項に規定する教職調整額は、給料の支給方法に準じて支給する。

(端数計算)

第3条 条例第3条第1項に規定する教職調整額の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額の額とする。

(委任)

第4条 この規則の施行について必要な事項は、中野区教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。